

中津川市林野火災警報等発令基準（案）に対するご意見の結果の公表について

令和7年12月26日公表
中津川市消防本部予防課

1. 募集期間

令和7年11月14日～令和7年12月15日

2. 意見提出件数

2件（提出方法：電子メール2件）

3. 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方

※個人や団体が特定できる情報などを除くなどし、意見の概要として記載しています。

番号	ご意見の概要	市の考え方（回答）
1	(発令期間) 第7該当 12月になると冬型の気圧配置の発現が多くなり、日中は散策日和に加えて山野の見通しが良くなり思いのほか山野を歩かれる方をよく見かけます。この頃は枯れ葉の堆積、空気の乾燥、強風等による火災発生時の延焼拡大リスクが高まるため、発令期間をもう一ヶ月増やして12月から5月までにして頂きたいと思います。	国が示した対象期間は1月から5月の期間とされていますが、年間を通して発令基準に該当する日があり、また林野火災の発生のおそれがあることから対象期間を年間とします。
2	火災警報等を守ってもらうためには、禁止事項を決めるだけではなく、罰則を設けなければ火災の防止にならないと思います。問題は毎年多発する野焼きが原因の林野火災ではないでしょうか。集権的に野焼きを行っている方もいるため警報を出してもやめない方はやめません。乾燥期間（11月から3月等）は野焼き禁止とするような条例も必要ではないかと思います。野焼きは危険な行為なので、危険の呼びかけだけでなく罰則を設けるべきだと考えます。	廃棄物処理法により、廃棄物（ごみ）の野焼き（野外焼却）は、一部の例外を除き禁止されています。違反した者は厳しい罰則があります。林野火災注意報が発表されている間は、中津川市火災予防条例（第29条）に規定する火の使用の制限について努力義務が課せられますが、罰則はありません。しかし、林野火災警報は火の使用の制限をするものです。これに違反した者は罰則として、30万円以下の罰金又は拘留に処されることが消防法（第44条）で定められています。
		第5については、すでに中津川市火災予防条例に定められている内容でありますので、削除いたします。 全文を通して「第〇」を「第〇条」と表記します。